



家のリフォームが地域支援に！



住宅改修資金補助制度

町では、町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助しています。

今年度から過去に補助を受けた方※でも、再度補助を受けることができるようになりました。

※補助を受けた年度の翌年度から起算して5年経過した方

▶対象/次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①町内在住で、町の住民基本台帳に登録されている方
- ②対象となる住宅を所有し、かつ居住している方
- ③町税等の滞納がない方
- ④対象となる改修工事について、ほかの補助制度を受けていない方
- ⑤過去に補助を受けた翌年度から起算して5年経過した方

▶対象となる住宅/次の①～③のいずれかに該当する建築物

- ①個人住宅(自己の居住用の建築物)
- ②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ)
- ③集合住宅(アパート等の所有者の自己居住部分のみ)

▶主な改修工事例

- 屋根や外壁の改修または塗装工事
- 部屋の防音や断熱工事
- 手すり設置や段差解消工事
- 間取りの変更工事
- 床、内壁、天井等の改修工事 等

▶対象工事/町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で、令和6年2月末日までに完了する住宅改修工事。なお、交付決定後30日以内に着工する必要があります。

※新築や建て替え工事、補助金交付決定以前に着手した工事等は対象外となります。詳しくは工事着工前にお問い合わせください。

▶受付開始/4月17日(月)～
※予算額に達した時点で受付終了となります。

▶補助金額/改修工事に要した費用(税抜)の10% (20万円を上限)

※千円未満は切り捨て

▶申請方法/次の①～⑧を持参し、産業振興企業誘致課へ申請してください。

- ①住民票の写し
- ②当該住宅にかかる固定資産税の評価証明書
- ③町税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料に関して滞納のないことを証明できる書類
- ④類似補助制度の申請状況調査同意書
- ⑤当該住宅の案内図
- ⑥改修工事箇所の図面
- ⑦改修工事の見積書の写し(工事費内訳を明示したもの)
- ⑧改修工事施工前の現場写真



☎ 産業振興企業誘致課 ☎ 581・2121内線411



4月から役場の組織が一部変わりました！

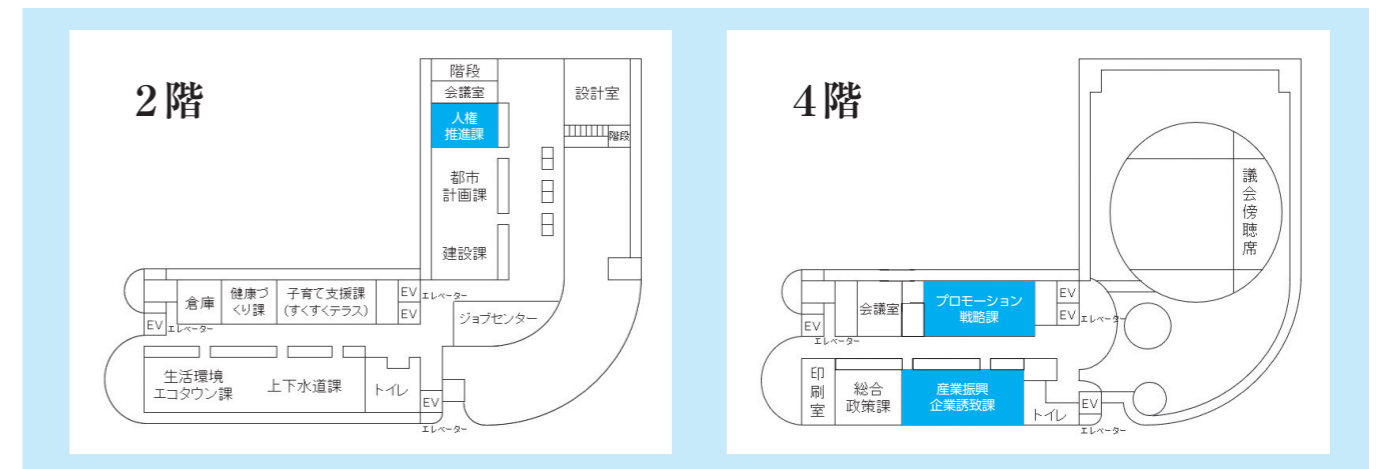
さまざまな行政課題に対応するため、役場組織の見直しを行い、4月1日から、これまでの20課2室1局の体制から、20課1局の体制に変わりました。

このことに伴い、課の名称や配置、担当する業務の内容が一部変わりましたのでお知らせします。

課(局)名	主な業務内容
総務課	庶務、選挙管理委員会、特別職秘書事務、職員人事、広聴、情報公開に関する事 など
総合政策課	企画調整、行政組織、国際政策(中学生相互交流事務を除く)、電算、情報化に関する事 など
財務課	財政、予算、財産管理、契約、検査、庁舎管理に関する事 など
自治防災課	防災、自治振興、各種統計、コミュニティに関する事 など
税務課	住民税、固定資産税、軽自動車税、収納管理に関する事 など
町民課	戸籍、住民基本台帳、外国人、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金に関する事 など
子育て支援課	児童福祉、子育て支援、町立保育所、放課後児童対策に関する事 など
福祉課	障害者・高齢者福祉、生活保護、介護保険、民生・児童委員に関する事 など
健康づくり課	各種健(検)診、予防接種、新型コロナウイルス感染症対策に関する事 など
人権推進課	人権推進・啓発、犯罪被害者等支援、人権教育、同和対策、男女共同参画、犯罪被害者支援、隣保館に関する事 など
生活環境エコタウン課	環境保全、交通安全、防犯、畜犬登録、ごみ収集、浄化槽、汚泥処理、エコタウンの推進に関する事 など
産業振興企業誘致課	農業振興、林業振興、農業委員会、商業振興、消費者保護、労働者福祉、工業振興、企業誘致推進に関する事 など
プロモーション戦略課	広報、観光振興、中心市街地活性化に関する事 など
建設課	道路・河川整備、境界確認、町営住宅、営繕に関する事 など
都市計画課	都市計画、開発指導、都市公園、公共輸送、駅自由通路、空き家対策に関する事 など
上下水道課	上水道、下水道、農業集落排水、上下水道料金、上下水道工事店に関する事 など
会計課	町費出納、決算、県収入証紙に関する事 など
教育総務課	学校施設・設備管理、就学支援、学校給食に関する事 など
教育指導課	学校教育指導助言、学校行事、教科書に関する事 など
生涯学習課	社会教育、社会体育、文化振興、公民館、図書館、文化財保護、鉢形城歴史館、中学生相互交流に関する事 など
議会事務局	議会庶務、議事、調査に関する事 など

※青字は、4月から新たに設置された課または新たに担当する業務です。

▶4月からの役場庁舎内の組織配置



※課の配置、名称等に変更のあった部署は、名称が白抜きになっています。

☎ 総合政策課 ☎ 581・2121内線463